

「折田先生像」横の立て看板について(2)

【ご質問】(投稿日：2019年4月25日)

”「折田先生像」横の立て看板について”を質問したものです。

ご回答いただきありがとうございます。

その回答中で納得できない点がありましたので、再度投稿させていただきます。

意見箱の2月28日付の質問への回答で、「折田先生像」の撤去理由は”当該工作物に便乗し、一部の学生等により平穏な受験環境を阻害する行為があったため”とされています。そして今回の回答からは像横の立て看板は”本学立看板規程”により撤去されたと読み取れます。

しかし、今回の撤去は京都大学立看板規程に沿ったものとは思えません。

理由を以下に述べます。

立看板規程では、

・当局は立看板規程に違反する看板に対しては原則撤去を求めることしかできない。(第9条第1項)

・通知なく強制的に撤去できるのは”緊急やむを得ず撤去する必要がある場合”のみ。(第9条第3項)

と定められています。

続いて事実の整理をします。

あの立て看板は明らかに立看板規程を満たしていませんでした。それゆえに当局は設置者に撤去を求める通知をすることができました。しかし、今回は通知書を張り付ける等の通知なく「折田先生像」ごと立て看板は撤去されてしまいました。

前段落から、この立て看板は第9条第3項に則って”緊急やむを得ず撤去する必要”があったのだと推考できます。

当局はその後意見箱への回答として撤去理由を示しました。内容は最初に挙げた通りです。

これらを踏まえたうえで、今回の撤去理由は”緊急やむを得ず撤去する”に十分ではないと考えます。

今回の撤去の必要性は非常に薄いものだと考えるからです。

確かに”一部の学生等により平穏な受験環境を阻害する行為があった”ことは、速やかに対処すべき問題だと思います。しかし、それは「折田先生像」を撤去することで解決する問題なのでしょうか。それよりもまず先に問題の直接的な原因である騒いでいた一部の学生等への注意を行うべきではないでしょうか。

しかし、私自身の記憶や当時現場にいた人の情報を伝え聞く限りでは、「折田先生像」の近

くにものを置いたりしていた人たちに注意が行われてはいなかったと思います。
この必要な対策を取らずに行われた撤去は”やむを得ず”といえるものではないと考えます。

以上が私が最初に納得できないとした点です。
もちろんこれは素人考えであり、当局には立て看板の撤去をやむを得ず行うに至った理由や経緯があると思います。ですので、その理由や経緯を説明していただきたく思います。

【回答】（回答日：2019年5月10日）

（教育推進・学生支援部）

本学の敷地内に許可なく設置されていた工作物に便乗した一部の学生等により平穏な受験環境を阻害する行為があったため、早急に当該工作物を撤去する必要があると判断ことは先に回答したとおりです。なお当該工作物に便乗した一部の学生等は試験時間中にもかかわらず大声で叫ぶ等の行為を行っており、職員が行為を確認したその場で口頭での注意を複数回行っていきます。